

<p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外為令別表の一〇の項(三)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術(プログラムを除く。)であつて、面積が〇・五平方メートルを超える曲面を、面精度の二乗平均平方根が一〇ナノメートル未満となるように仕上げるためのもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>第二十二條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外為令別表の一〇の項(三)の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削に係る技術(プログラムを除く。)であつて、面積が〇・五平方メートルを超える曲面を、面精度の二乗平均が一〇ナノメートル未満となるように仕上げるためのもの</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p>
<p>○貿易關係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <p>改 正 案</p> <p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 令第十七條第五項に規定する經濟産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、經濟産業大臣が告示</p>	<p>(許可を要しない役務取引等)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>2 令第十七條第五項に規定する經濟産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ ニ (略)</p> <p>ホ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、經濟産業大臣が告示</p> <p>現 行</p>

で定めるものを除く。)の取引であつて、貨物(輸出令別表第一の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

へ 令別表の四から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、プログラム(同表の四から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引(役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

3
十五・十六 (略)

で定めるものを除く。)の取引であつて、貨物(輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の輸出に付随する据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引(輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該貨物の性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

へ 令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム(オブジェクトコードのもの)に限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)の取引であつて、プログラム(同表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。)の提供に付随するインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供に係るプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引(役務取引の許可を受けた日又は当該提供に係るプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するもの)に限り、当該提供に係るプログラムの性能若しくは特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供に係るプログラムに対して新たな機能若しくは特性を提供するものを除く。)

3
十五・十六 (略)

○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成二十年経済産業省令第五十七号)(第三条関係)(傍線部分は改正部分)